

薬食発0625第2号
平成26年6月25日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成26年政令第227号。以下「改正政令」という。）（別添1）が平成26年6月25日に公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を毒物に指定した。

(1) 1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 97-00-7)

(2) クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 1885-14-9)

2 次に掲げる物を劇物に指定した。

ピロカテコール及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 120-80-9)

3 次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) N-(4-シアノメチルフエニル)-2-イソプロピル-5-メチルシクロヘキサンカルボキサミド及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 852379-28-3)

- (2) (4 Z) - 4 - ドデセンニトリル及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 1071801-01-8)

4 施行期日

平成26年7月1日から施行する。ただし、第1の3については、公布日に施行する。

5 経過措置等

- (1) 新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、改正政令の施行日（平成26年7月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、同年9月30日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、改正政令の施行日において、現に存する物については、同日までは、法第12条第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項（毒物又は劇物の表示）の規定は適用しない。
- (2) 新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるので、関係業者を適切に指導されたい。

第2 その他

改正政令の新旧対照表については、別添2のとおりである。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりである。